

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第六号

昭和二十三年四月鳥取縣規則第二十三号道路交通取締令施行規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中第一号及び第七号を次のように改める。

- 一 市街地若しくは雑とうの道路及び警察官、警察吏員の指示した地域において二輪自轉車に二人以上乗車すること。但し成年者が十才未満の者を安全な設備をし乗車させて運轉する場合はこの限りでない。
- 七 安定を失い又は見透しを妨げる方法及び雑とう若しくは狹隘な道路で傘をさして自轉車に乗車すること。

昭和二十五年一月二十日 金 曜 日
第二千七百十八号

本書ノ大體ハ國定規格A五判

附則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第十六号

昭和二十二年十一月厚生省令第三十号医薬品等配給規則第九條による医薬品等地方販売業者の登録ならびに同規則第九條の二による登録のまつ消を次のように実施した。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録された者の所在地、名称、登録年月日及び登録番号
東伯郡倉吉町大字明治町一〇三二番地六
小林薬局有限公司

昭和二十五年一月一日
第七号

二、登録をまつ消された者の住所、氏名及び登録まつ消年月日

東伯郡倉吉町大字明治町一〇三二番地六

小林 直 治

昭和二十四年十二月三十一日

◇鳥取縣告示第十七号

兒童福祉法第八條第七項により鳥取縣兒童福祉審議会において鳥取縣兒童福祉審議会文化財推薦勸告規程を次のように定めた。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣兒童福祉審議会文化財推薦勸告規程

(総則)

第一條 鳥取縣兒童福祉審議会が兒童福祉法第八條第七項の規定により、芸能出版物、玩具及び道具、遊戯等(以下文化財という)を推薦し、又はそれらを製作し、興行し若しくは販売する者等に対し、勸告する場合は、

この規程に定めるところによる。

第二條 鳥取縣兒童福祉審議会が推薦及び勸告する文化財の種類及び範囲は左の各号による。

- (一) 映画については作品自体
- (二) 演劇(人形劇を含む)については、演劇自体(脚本、演出者、演技者、舞台装置者、音楽等全体として構成されたもの)又は脚本自体
- (三) 音楽については作曲自体(歌詞を含む)又はレコードの作品自体
- (四) 幻燈については作品自体(説明書を含む)
- (五) 紙芝居については作品自体
- (六) 遊戯については種目自体
- (七) 道具については作品自体(使用方法を含む)

前号に掲げたもの以外の文化財についても必要と認めるときは、これを推薦、勸告することができる。

(推薦)

第三條 鳥取縣兒童福祉審議会においては左に掲げる事

項に該当する文化財にして、優秀であると認められたものを推薦する。

(一) 兒童に利用させることを適当とする文化財であつて、兒童の道徳、情操、智能、体位を向上させ、その生活内容をゆたかにし、兒童を社会の健全な一員とするために積極的な効果を持つもの。

(二) 一般成人に利用させることを適当とする文化財であつて、兒童福祉に関する社会の責任を強調し、兒童の健全な育成又は兒童問題の解決について成人の関心と理解を求めると、兒童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。

(三) 一般に容易に入手し、又は利用することができるもの。

(四) 大人向の文化財については、一般に容易に理解できるもの。

第四條 鳥取縣兒童福祉審議会より文化財の推薦をうけようとする者又はうけさせようとする者は、左の事項を記載した審査申請書を(添付可能な文化財はこれを

添えて)鳥取縣兒童福祉審議会委員長に提出しなければならない。

- (一) 申請者の住所、氏名
- (二) 文化財の種類
- (三) 題名又は品名、形状、規格、容量等
- (四) 製作者(又は興行者、販売者)の住所、氏名
- (五) 申請理由
- (六) 梗概書又は解説書
- (七) 他において審査、推薦又は表彰をうけたものはその旨

第五條 鳥取縣兒童福祉審議会の文化財を推薦するに当つては、大人向、兒童向の別(必要あれば年令別)製作者、興行者、販売者等に対し、考慮すべき事項、利用上注意すべき事項、その他必要な条件を附することが出来る。

第六條 審査の結果は申請者に通知する。

推薦の通知は左記事項を記載した文書による。

- (一) 申請者の住所、氏名
- (二) 文化財の種類、題名又は品名、形状、規格、容量等

- （三） 製作者（又は興行者、販売者）の住所、氏名
- （四） 推薦理由
- （五） 條件、注意事項等

第七條 推薦をうけなかつた文化財は、改作その他の必要な処置をとつたとき、再審査を申請することができる。

第八條 鳥取縣兒童福祉審議会は、推薦された文化財の普及状況を知るため必要に応じ、その製作者、興行者、販売者等に対し、報告を求めることができる。

（勸告）

第九條 鳥取縣兒童福祉審議会は左に掲げる文化財を製作し、興行し若しくは販売する者等に対し、勸告を行う。

- （一） 兒童の道德、情操、智能、体位の向上を著しく阻害すると認められるもの
- （二） 兒童の愛護につき誤つた觀念を強調し、又は誤つた智識を普及するもの

第十條 鳥取縣兒童福祉審議会の勸告は、關係行政機關

の措置によりにくい場合に限るものとし、兒童福祉委員、關係行政機關、兒童の福祉關係者その他一般国民の通告に基き、調査の上これを行う。

第十一條 勸告は文書によつてこれを行う。

勸告をうけた者が反省しないとき、その文化財による弊害を防止するため必要があると認めるときは、勸告の事実を利用者に周知させることができる。

（推薦の取消）

第十二條 鳥取縣兒童福祉審議会は、推薦をうけた文化財の製作者、興行者、販売者等關係者が推薦に附せられた條件及び注意事項に従わないとき、推薦の趣旨に反する廣告、宣傳等を行つたとき、又は他の劣悪な文化財と組合せて興行又は販売し、推薦の趣旨に反するときは、その推薦を取消することができる。

前項の取消は推薦をうけた者に予告をしても反省が認められない場合に限る。

第十三條 推薦の取消しの手続は勸告に準ずる。

（特別部会）

第十四條 文化財の推薦及び勸告に関して意見をきき、またその業務を行わせるため、鳥取縣兒童福祉審議会に特別部会をおく。

特別部会に關する規程は別に定める。

第十五條 鳥取縣兒童福祉審議会は、文化財の推薦及び勸告を行う権限を文化財の種類と範圍を指定して、特別部会に委任することができる。

第十六條 特別部会で審査困難な文化財に対しては、その都度専門委員を委嘱し、協議審査するものとする。

◇鳥取縣告示第十八号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者の住所氏名

東伯郡長瀬村大字長瀬二四〇八番地

長橋漁業協同組合

組合長理事 塚本 邦夫

二、登録の種類 生鮮水産物 公認出荷機関

三、登録番号 第四七号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置 東伯郡長瀬村大字

長瀬二四〇八番地

長橋漁業協同組合

◇鳥取縣告示第十九号

昭和二十三年法律第二百二十号漁業権等臨時措置法第三條の規定により昭和二十四年六月十八日次の漁業権の存続期間延長を登録した。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第一九二号

二、漁業権者 氣高郡酒津村、酒津村漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業権第七種漁業鯽飼付

四、漁業権存続期間 昭和二十四年六月十八日以降

00734

鳥取縣告示第二十号

八頭、東伯、岩美地方事務所管内において縣稅吏員証及び縣稅檢査章、縣稅滯納者財產差押証票を次のように返納並びに交付した。

昭和二十五年一月二十日

区 分	番号	交付返納年月日	所屬所名	職 名	氏 名
縣稅吏員証	五一	昭和二十五年一月十日交付	八頭地方事務所	鳥取縣事務吏員	上村利幸
同	五二	同	同	同	高木昭三
縣稅檢査章	一五四	同四日返納	東伯同	書記補	円道繁幸
同	一八八	同五日交付	同	同	中村応夫
同	一八九	同	同	同	徳山 積
同	一三九	同十日交付	岩美同	鳥取縣事務吏員	竹内憲藏
縣稅滯納者財產差押証票	一四〇	同	同	同	同 人

鳥取縣告示第二十一号

市街地建築物法施行令第二十九條の二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市立川町五丁目一五九 山内 ときよ

一、建築物の位置 鳥取市立川町五丁目一五九番地

00735

一、同	用途	店舗
一、同	構造	木造 瓦葺 平家建 一棟
一、同	規模	建築面積 一二、四平方米 突出する部分 五、八同
一、建築主の住所氏名		米市市末廣町三四 長 田 治三郎
一、建築物の位置		米市道笑町二丁目四
一、同	用途	店舗併用住宅
一、同	構造	木造 瓦葺 平家建 一棟
一、同	規模	建築面積 四八、〇二平方米 突出する部分 同
一、建築主の住所氏名		東伯郡倉吉町大字新町一丁目 鳥取縣中部生活協同組合 組合長 椿 友太郎
一、建築物の位置		東伯郡倉吉町大字瀬崎町二七三六
一、同	用途	店舗、作業場
一、同	構造	瓦葺 平家建 一棟
一、同	規模	建築面積 七六、四平方米 突出する部分 一〇、四同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二十二号

鳥取縣産卵能力檢定規程を次のように定める。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣産卵能力檢定規程

第一條 本縣内で鶏の改良はん殖に従事するものはこの規程によりその所有し又は管理する鶏の産卵能力の檢定(以下檢定という)を種畜場長に依頼することがで

00730

第二條 検定はこれを分けて集合検定と現場検定の二種とする。

第三條 検定する鶏の種類は單冠白色レグホーン種、横斑プリマスロツク種、單冠ロードアイランドレッド種及び名古屋種とする。

第四條 検定を受けようとする鶏は次の各号に該当するものでなければならない。

- 一、前二代の血統及び産卵能力の明かなもの
 - 二、種類の特徴を具へ著しい欠点のないもの
 - 三、検定する年の二月以降にふ化したもの
 - 四、悪癖又は疾病のないもの
- 種畜場長は依頼者に対して前項の規程に該当することを証するに足る資料の提供を求め又は必要な検査をすることが出来る。

第五條 検定を受けようとするものは、種類、羽数及び集合検定、現場検定の別を記載した別紙第一号様式による依頼書を毎年七月三十一日までに種畜場長に提出

しなければならない。

第六條 種畜場長が必要と認めるときは検定を中止することが出来る。

第七條 検定の成績はこれを公表する

第二章 集合検定

第八條 集合検定をする鶏の羽数は一種類について五羽又はその倍数とする。

第九條 集合検定は毎年十一月一日から開始しその期間は三百五十日とする。但し種畜場長が必要と認めるときはその期間を三百六十五日に延長することができる。

第十條 種畜場長は集合検定の依頼に應ずる場合は検定を受けようとする鶏の搬入期日を指定して依頼者に通知するものとする。

前項の通知を受けた者が指定期日に検定を受けようとする鶏を搬入しないときは、種畜場長は検定をしないことができる。

第十一條 検定のため種畜場で管理する鶏についてへい死、疾病その他の事故により損害を生ずることがあつ

00737

ても、種畜場長はその賠償の責を負わない。

第十二條 検定のため種畜場で管理する鶏の生産物は縣の所得とする。

第十三條 依頼者は集合検定を終了し又は検定を中止した場合はその鶏を指定の期日までに搬出しなければならぬ。

第三章 現場検定

第十四條 現場検定をする鶏は一種類について三十羽以上とする。

第十五條 現場検定は毎年検定をする鶏の初産の日から開始しその期間を一箇年とする。但し種畜場長が必要と認めるときは、開始の期日を指定することができる。

第十六條 種畜場長は現場検定の依頼に應ずる場合は、その旨を依頼者に通知するものとする。

第十七條 種畜場長は、現場検定をする鶏の飼養管理について必要な指示をすることが出来る。

第十八條 現場検定をする鶏の毎月の産卵成績及びこれに附随する事項は、翌月五日までに種畜場長に報告し

なければならない。

種畜場長が必要と認めるときは検定を中止することが出来る。

検定の成績はこれを公表する

第二章 集合検定

集合検定をする鶏の羽数は一種類について五羽又はその倍数とする。

集合検定は毎年十一月一日から開始しその期間は三百五十日とする。但し種畜場長が必要と認めるときはその期間を三百六十五日に延長することができる。

種畜場長は集合検定の依頼に應ずる場合は検定を受けようとする鶏の搬入期日を指定して依頼者に通知するものとする。

前項の通知を受けた者が指定期日に検定を受けようとする鶏を搬入しないときは、種畜場長は検定をしないことができる。

検定のため種畜場で管理する鶏についてへい死、疾病その他の事故により損害を生ずることがあつ

なければならない。

種畜場長はその他検定のため必要な資料の提供を求め又は必要な検査をすることが出来る。

附則

一、この規程は公布の日からこれを施行する。

一、昭和十八年八月鳥取縣告示第四百七十号鳥取縣産卵能力検定規程は廃止する。

第一号様式

産卵能力集合（現場）検定依頼書

一、種類

一、羽数

一、ふ化年月日

右鳥取縣産卵能力検定規程により集合（現場）検定を依頼致します

昭和 年 月 日
住所
氏名

鳥取縣種畜場長殿

鳥取縣告示第二十三号

建設業法第十三條第二項の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録(イ)第一一八号	昭和二十四年十一月十九日	栗山組	元氣高郡大正村大字古海七七〇番地	栗山 虎藏
			改鳥取市行徳三八〇ノ一	

鳥取縣において選挙権を有するもの、総数の	五十分の一の数	六、四五六八
	三分の一の数	一〇七、五八八八

選挙管理委員会告示

選挙管理委員会告示第二号

昭和二十四年十二月二十七日選挙管理委員会告示第四十五号中選挙権を有するものの総数の五十分の一の数又は三分の一の数を次の通り訂正する。

昭和二十五年一月二十日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

昭和二十五年一月二十日印刷
昭和二十五年一月二十日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

発行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣

印刷

印刷

縣所